

令和7年度

酒々井町家具転倒防止 器具等購入費助成制度



「酒々井町家具転倒防止器具等購入費助成制度」は、地震による家具の転倒等の被害から住民の身体の安全を確保するため、家具転倒防止器具等の購入又は取付費用を助成する制度です。家具転倒防止器具等購入費助成制度の活用をお考えの方は、以下の内容を確認し、酒々井町まちづくり課へご相談ください。

■ 助成対象者

町に住民登録している世帯の世帯主

■ 助成金の額

家具転倒防止器具等の購入又は取付費用の合計額
(消費税を除く・1,000円未満端数切り捨て)

上限額 10,000円

■ 助成の対象となる家具転倒防止器具

- ・タンス、食器棚、本棚などの床置き型の家具並びにテレビ、冷蔵庫などを固定し、転倒を防止する器具
- ・つり下げ型照明器具を固定し、落下を防止する器具
- ・ガラスの飛散を防止するために有効なフィルム

■ 申請方法

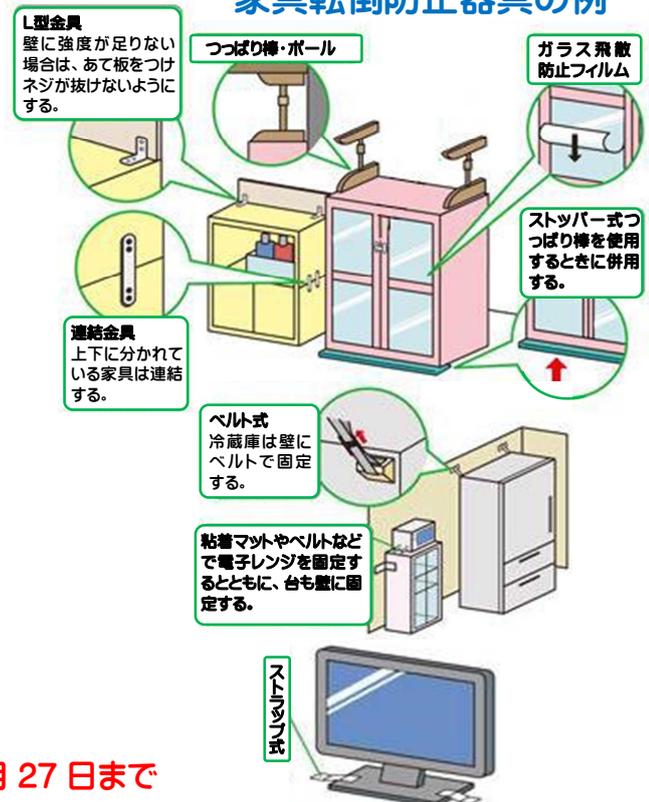
助成金交付申請書に次の書類を添付し、**令和8年2月27日まで**に酒々井町まちづくり課にご提出ください

- ① 助成対象者の属する世帯員全員の記載のある**住民票の写し**
- ② 家具転倒防止器具等の購入又は取付費用の**領収書の原本**(発行日から**1年以内のもの**)
- ③ 家具転倒防止器具等の取付けを工事事業者等に依頼した場合は、取付けに要した費用の内訳明細書
- ④ 家具転倒防止器具等の**取付け後の状況がわかる写真**
- ⑤ その他、町長が必要と認める書類

■ 注意事項

助成金の交付は、1世帯につき1回限りです。(転居・建替えを除く)

家具転倒防止器具の例



転倒防止器具はホームセンターや量販店などで販売しています。壁にキズをつけずに、取り付けられる器具もあります。

【お問い合わせ・申請先】

千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

酒々井町役場 まちづくり課 計画整備班

TEL: 043-382-2342